

神戸市と【不動産事業者団体】との事業連携協定書

神戸市（以下「甲」という。）と【不動産事業者団体】（以下「乙」という。）は、神戸市内の不動産物件に入居する外国人に対する生活情報等の周知に向けた連携協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲乙が連携し、外国人住民の生活ルール等の理解度を向上させ、地域との共生を推進するとともに、市内不動産物件における外国人の円滑な受入を支援することを目的に、市内外国人賃貸借契約者に対して生活情報等の周知を効果的に行うために、必要な事項を定める。

（連携項目）

第2条 本協定により連携する項目は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙に対して、外国人賃貸借契約者を対象とした神戸市の生活情報や行政サービスに関する情報を提供する。
- (2) 乙は、甲から提供された生活情報等に関して、乙の構成員に共有するとともに、構成員を通じて当該情報が外国人賃貸借契約者に周知されるよう取り組む。
- (3) 甲乙は、前項に定める事項のほか、協力可能な事項について積極的に意見交換を行い、実施するように努めるものとする。

（連絡調整）

第3条 甲乙は前条の連携項目を円滑に進めるため、甲乙それぞれの求めに応じて協議の場を設けるものとする。

- 2 甲乙はあらかじめ連絡責任者を定めて、相手方に報告し、変更が生じた場合は速やかにその内容を報告するものとする。

（機密の保持）

第4条 甲乙は、本協定に関して知り得た情報（既に公知又は公用の情報は除く。）を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲乙以外の者に対し、この協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも解除及び変更の申し出がないときは、有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第6条 甲乙は、神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要項を遵守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項、または本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。また、甲乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年5月31日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲

神戸市

代表者 神戸市長

久元喜造

乙

【所在地】

【不動産事業者団体】

【代表者】